

第4回秘密保全のための法制の在り方に關する有識者会議 座席表

平成23年4月22日(金)午前10時～正午 於：内閣府本府5階特別会議室

		(出入口)				
		内閣情報調査室				
		事務局				
安富委員			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
藤原委員			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
長谷部委員			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
海上保安庁			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
防衛省			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
外務省			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
公安調査庁			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
警察庁			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
法務省			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
櫻井委員			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
県委員(座長)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
内閣情報官			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

配付資料

資料 1 罰則等に関する考え方（事務局案）・論点

資料 2 我が国の秘密保全に関する現行法制の罰則

資料 3 諸外国の秘密保全に関する法制における罰則

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第4回）

罰則等に関する 考え方（事務局案）・論点

平成23年4月22日

罰則に関する基本的な考え方

刑罰の必要性

特別秘密の漏えいを防止するためには、厳格な人的管理及び物的管理を行うのみならず、漏えい行為など本来特別秘密を知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為については刑罰をもつて臨むことが必要

処罰対象の範囲

- ◆ 特別秘密の漏えいを防ぐには、その保全状態を保護することが効果的
- ◆ 処罰の範囲を必要最小限に抑えることが、本法制に対する国民の理解を得る上で重要



特別秘密を現に保全している者、すなわち業務によりこれを取り扱う者による漏えいを
処罰し、**特別秘密の漏えいを根元から抑止**することを基本的な考え方とする

法定刑

本来特別秘密を知る立場にない者が特別秘密を知ることにつながる行為を抑止するとともに、
特別秘密の漏えい等という重い罪責に応じた処罰を可能にするような刑を定める

論点

- 罰則に関する基本的な考え方の当否

事務局案

故意の漏えい行為

業務により特別秘密を取り扱う者

自己の業務上の権限や地位に基づき特別秘密を知る者で、
その業務性に応じた高度の保全義務を負う

取扱業務者

[秘密の作成・取得の趣旨に従い秘密を取り扱うことを業務とする者]

業務知得者

[秘密の作成・取得の趣旨に照らし、その取扱いが本来は想定されていない行政機関等において、
その事務の遂行上の必要性から秘密の伝達を受けこれを知得する者]

取扱業務者

※ MDA秘密保護法では、取扱業務者による漏えい行為を業務知得者による漏えい行為よりも重く処罰
※ 自衛隊法では、取扱業務者による漏えい行為のみを処罰し、業務知得者による漏えい行為は処罰対象とせず

※ 記者が取扱業務者に取材をして特別秘密の伝達を受けた場合、記者は自己の業務として取材をしているが、秘密の伝達は記者の業務上の
権限や地位に基づくものではないから、業務知得者には該当しない

業務外知得者

[取扱業務者又は業務
知得者以外の者]

処罰しない

前段階にある、
前業務により特別
秘密を取り扱う
者による漏えい、
行為等の処罰
を徹底

特別秘密をより広範囲に拡散

▶ 業務として特別秘密を取り扱う者ではないため、業務外知得者への伝達の時点で特別秘密は
既に保全状態から流出しており、処罰しても漏えいの根元からの抑止にはつながらない
▶ 例えば特別秘密文書をまたま拾つた一般人まで処罰対象になり得るなど処罰対象が広がる
▶ 正当な報道活動も構成要件に該当し得るため報道活動への影響も懸念される

※ 業務外知得者が、我が国の安全を害する目的等の不正当な目的をもつて特別秘密を漏えいした場合等を処罰すべきか
→ 上記と同様、処罰しても根元からの抑止にはつながらず、一般人が処罰対象となり処罰範囲が広範。加えて、不当な目的
での漏えい行為の場合、同目的の有無は必ずしも客観的に明らかではないため、報道機関への影響も懸念される

論点

○ 故意の漏えい行為の処罰対象者の範囲の是非

事務局案

過失による漏えい

特別秘密の性格に照らせば、過失による漏えいであっても国益や国民の安全の確保に大きな影響を及ぼすことには変わりがない、

業務により特別秘密を取り扱う者

その業務に応じ、特別秘密を厳格に保全し漏えいを防ぐ責任を有している

→ 漏えいを防ぐ注意義務

業務知得者

- ※ MDA秘密保護法では、取扱業務者の過失による漏えい行為を業務知得者の過失による漏えい行為よりも重く処罰
- ※ 自衛隊法では、取扱業務者の過失による漏えい行為のみを処罰し、業務知得者の過失による漏えい行為は処罰対象とせず

処罰の程度
につき要検討

▶ 高度の注意義務を認めるべき基礎が十分ではない、

▶ 過失犯を厳格に処罰すれば、業務の遂行それ自体よりも特別秘密の管理に業務の重点が移行し、その結果当該業務の遂行に支障を来たすおそれもあり得る

論点

○ 過失犯の処罰範囲のはず

事務局案

特別秘密を取得（探知）する行為

※下記①②に該当する行為を便宜的に「特定取得行為」という

特別秘密の保全状態からの流出には、漏えい行為の処罰では抑止できない、取得行為を原因とする場合がある

① 窃盗、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理権を侵害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合

取扱業務者等による漏えい行為が介在しないため、漏えい行為の処罰ではこれを抑止できない

② 欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合

取扱業務者等に漏えいの故意がないなど、漏えい行為の処罰が困難

※ 特定取得行為の中には、他の犯罪が成立する行為もあるが、同行為は取扱業務者等による漏えい行為と同様の悪質性、危険性があるから、特定取得行為として正面から処罰対象とすることはやむを得ない

論点

○ 特定取得行為を処罰対象とすること及びその範囲の是非

事務局案

未遂行為

故意の漏えい行為

特別秘密の漏えいの危険を現実化させる
悪質性の高い行為

特定取得行為

漏えい行為と同様に秘密を漏えいさせる
高い危険性

処罰

自首減免規定

自首した者に対する必要的な刑の減輕又は免除を規定

► 現実の漏えいに至る前に自首することを促す
► ひいては実害の発生を未然に防ぐことを期待できる

故意の漏えい行為

立法例を考慮
自衛隊法は、
防衛秘密の
漏えいの
共謀を処罰

単独犯における犯行の
決意に比べて
犯罪実現の
危険性が
飛躍的に
高まる

漏えい行為について共謀者間で
具体的性、特定性、現実性を持った合意
共謀者の一人の意思の変化では犯罪
行為の遂行を容易に変更できない

特定取得行為

漏えい行為と同様に秘密を
漏えいさせる高い危険性

処罰

国外犯处罚規定

漏えい行為及び特定取得行為の未遂及び共謀に
ついて、自首による刑の必调剂免

► 日本国外において日本国民のみならず日本国民以外
の者によっても敢行され得る
► 漏えい行為等は我が国の重大な利益を害する

独立教唆行為及び煽動行為

取扱業務者等に対し、
特別秘密を漏えいする
よう働きかける行為

刑法2条の例により、
日本国外において犯された者を处罚
（犯した全ての者を处罚）

特定取得行為

○ これらの規定を設けることの是非

処罰

漏えい行為と同様に秘密を
漏えいさせる高い危険性

立法例を考慮
自衛隊法は、
防衛秘密の
漏えいの
独立
教唆及び煽動
を处罚

法定刑

- ◆ 漏えい行為等に対する十分な抑止力
- ◆ 漏えい行為等を敢行した者に対する罪責に応じた十分な刑罰を科す

法定刑の上限を相当程度高くする必要

- 最も重い刑をもつて臨むべき、業務により特別秘密を取り扱う者による故意の漏えい行為及び特定取得行為の法定刑を検討
- これまでの検討内容に照らすと、防衛秘密に該当する事項は特別秘密に対する最高刑は
防衛秘密の漏えい行為に対する最高刑は
懲役5年

自由刑

- 立法例（最高刑が懲役10年）
 - 刑事特別法、MDA秘密保護法
 - 不正競争防止法の営業秘密の開示行為等
- 特定取得行為においては窃盗罪（最高刑は懲役10年）なども手段となり得る

○ 法定刑の是非
論点

罰金刑

- 漏えい行為等の刑事责任は重く、罰金刑のみを科すこととは適当でない
- これまでに敢行された秘密漏えい事案においては、金銭的対価を伴うものが少くない

抑止効果の観点

相当程度の罰金刑の併科

- 金銭的対価を伴わない事案や少額に過ぎない事案もある
- 漏えい等に対する報酬であれば没収・追徴も可能

自由刑と罰金刑は任意的併科

事務局案

司法手続

漏えい等の事件において、対象となる秘密が実質秘密であることが公判廷において争われた場合に、当該秘密を証拠提出してこれを公開したのでは秘密保全の趣旨に反することから、このような事態を回避しつつ必要な立証を行う必要

外形立証

秘密漏えい事件の裁判における実務

確立された立証方法として、いわゆる外形立証により、秘密そのものを公判に提出せずにその実質秘性を立証しており、秘密を守りつつ公判での立証を支障なく行うことができている



本法制については、保護すべき秘密の要件として、具体的かつ明確に列挙された事項のいずれかに該当するものであること、明示的な指定行為を要すること等を定めることを前提

外形立証は十分有効に行い得る

公判廷において特別秘密に該当する事項を秘匿し、別の呼称に言い換えるなどの特別の措置を採用することについて
特別秘密の漏えい等事件の公判については、外形立証による裁判遂行が可能であるとすれば、新たな手続を設ける必要性は低い

- 上記結論の是非

諸外国の秘密保全に関する法制 における罰則

米国：p 1～p 9、英国：p 10～p 18、独国：p 19～p 22、仏国：p 23～p 25

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

米国に損害を与える意図を有する者による国防情報の取得等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 艦船、航空機、防衛施設、海軍工廠、海軍基地、潜水艦基地、燃料補給所、要塞、砲台、魚雷施設、船渠、運河、鉄道、兵器庫、野営地、工場、鉱業場、電信局、電話局、無線局、信号所、建築物、事務所、研究所、調査基地又はその他の国防に関連する場所であって、米国政府が所有し、建設し、若しくは建設中であるもの、米国、その職員、部局若しくは政府機関の管理下に置かれるもの、又は米国の排他的管轄権が及ぶものに関する情報 ○ 米国、その部局、政府機関又は米国を代表する者等との契約又は合意の下で、艦船、航空機、兵器、軍需品又は戦時において用いられる物資若しくは機器が、製造、準備、修理、保管若しくは研究開発される場所に関する情報 ○ 陸海空軍の用に供するものを準備、建造又は保管している場所で、戦時又は緊急時における大統領の宣言によって指定される禁止区域に関する情報（当該情報が国防に悪影響を及ぼし得る場合）
漏えい	
取得（探知）	国防に関する情報の取得を目的とし、かつ、上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利する意図を有し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、上記場所への接近、立入り若しくは上空の飛行、又はその他の方法による上記の情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(a)

米国に損害を与える意図を有する者による国防情報の取得等	
秘密の内容	国防に関するあらゆるもの（スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器、文書、書面又は記録）
漏えい	
取得（探知）	国防に関する情報の取得を目的とし、かつ、上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利する意図を有し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、複写、作成、製作若しくは取得又はそれらの未遂 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

違法に取得された国防情報の受領・取得等	
秘密の内容	国防に関するあらゆるもの文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器又は記録
漏えい	
取得（探知）	国防に関する情報の取得を目的とし、かつ、受領若しくは取得、又はこれらの合意若しくは開始の時点で、上記の情報が合衆国法典第18編第37章の条項に反する形で、取得、作成、製作若しくは取り扱われ、又はそれらがなされることとなることを認識し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、あらゆる相手からの受領若しくは取得又はこれらの合意若しくは未遂 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(c)

国防情報の漏えい等	
秘密の内容	① 国防に関する、あらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器又は記録 ② 国防に関する情報であって、米国に損害を与え、又は外国を利するように使用され得るものであると所持者が考へるに足る理由があるもの
漏えい	a) 適法に所持し、アクセスし、管理し、又は委託された者による、無権限者への故意の伝達、引渡し若しくは伝送若しくはこれらの行為がなされるようにすること又はこれらの未遂 b) 権限なく所持・アクセス・管理している者による、無権限者への故意の伝達、引渡し若しくは伝送若しくはこれらの行為がなされるようにすること又はこれらの未遂 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	a) 適法に所持し、アクセスし、管理し、又は委託された者による、故意に所持し続け、権限ある公務員又は被用者の求めにもかかわらず、引き渡さないこと b) 権限なく所持・アクセス・管理している者による、故意に所持し続け、権限ある公務員又は被用者へ引き渡さないこと 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(d) (e)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

重過失による国防情報の漏えい等	
秘密の内容	国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、装置、機器、記録又は情報
漏えい	
過失犯	委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動若しくは引渡し又は紛失、窃取、取出し若しくは破棄を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、委託に反する適切な保管場所からの移動若しくは引渡し、又は紛失、窃取、取出し若しくは破棄が、不法になされたことを認識しながら、これらの事実の上司への早急な報告を怠った場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(f)

国防情報の取得・漏えい等の共謀	
秘密の内容	
漏えい	
取得（探知）	
その他	二以上の者が、第793条(a)～(f)に規定する違反行為を共謀し、かつ、一以上の者が、その目的を達成するために何らかの行為を行った場合 【共謀の目的である犯罪に対応する刑】
根拠	合衆国法典第18編第37章第793条(g)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

外国政府への国防情報の漏えい等	
秘密の内容	国防に関するあらゆる文書、書面、コードブック、暗号表、スケッチ、写真、ネガ、青写真、図面、地図、模型、記録、装置、機器又は情報
漏えい	<p>上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利する意図を有し、又はそうであろうと信じるに足る理由を有する者による、外国政府、米国による承認の有無にかかわらず外国に存する党派、政党、陸・海軍、又はそれらの代表者、公務員、代理人、被雇用者、国民若しくは市民に対しての、直接又は間接の伝達、引渡し、伝送又はこれらの未遂</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</p> <p>陪審又は陪審が設置されていない場合は裁判所が、次のいずれかに該当すると認めない場合には、死刑は科されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該犯罪行為の結果、外国勢力により米国の諜報員として活動している個人が特定され、そのため当該個人の命が奪われた場合、又は ② 当該犯罪行為が、核兵器、軍用宇宙船・衛星、早期警戒システム等の大規模攻撃に対する防衛若しくは報復手段、戦争計画、通信傍受による情報収集、暗号情報又はその他の主要兵器システム若しくは防衛戦略の主要要素に直接関わる場合
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(a)

戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 米国の軍隊、艦船、航空機又は軍需物資の移動、数量、種類、状態又は配置に関する情報 ② 陸海軍の作戦に係る計画又は対処方針に関する情報 ③ ある場所の要塞化若しくは防御のためになされ、若しくはそれらに関連してなされ、若しくはそれらを意図してなされた、あらゆる工事又は措置、又は国民の防御に関するその他の情報 <p>であって、敵側の役に立ち得る情報</p>
漏えい	<p>戦時における、敵に伝達されることを意図しての、公表若しくは伝達又は顕在化の試み</p> <p>【死刑、無期刑又は有期刑(上限なし)】</p>
取得（探知）	<p>戦時における、敵に伝達されることを意図しての、収集又は記録</p> <p>【死刑又は無期刑又は有期刑(上限なし)】</p>
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

外国政府への国防情報の漏えい等の共謀	
秘密の内容	
漏えい	
取得（探知）	
その他	二以上の者が、第794条の規定の違反行為を共謀し、かつ、一以上の者が、その目的を達成するために何らかの行為を行った場合 【共謀の目的である犯罪に対応する刑】
根拠	合衆国法典第18編第37章第794条(c)

国防上の重要施設の写真等の作成	
秘密の内容	国防上の利益のため、大統領が、関連する情報が一般的に公開されることのないように保護を要すると指定した、極めて重要な軍事施設又は設備
漏えい	
取得（探知）	司令官等の許可を得ず、かつそれらの者による検閲又は必要なその他の措置をとらずに行った、写真、スケッチ、画像、描画、地図又は図形による説明の作成 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第795条

国防上の重要施設の写真等の作成目的での航空機使用等	
秘密の内容	国防上の利益のため、大統領が、関連する情報が一般的に公開されることのないように保護を要すると指定した、極めて重要な軍事施設又は設備
漏えい	
取得（探知）	第795条に違反する形で、写真、スケッチ、画像、描画、地図又は図表による説明を作成する目的での、航空機又は飛行装置の使用又は使用許可 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第796条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

国防上の重要施設の写真等の漏えい等	
秘密の内容	国防上の利益のため、大統領が、関連する情報が一般的に公開されることのないように保護を要すると指定した、極めて重要な軍事施設又は設備
漏えい	大統領による上記指定を受けてから30日経過以後における、司令官等の許可を得ない、上記事項に係る、写真、スケッチ、画像、描画、地図又は図形による説明の公表、販売、又は譲渡。ただし、適切な軍当局の検閲済表示がなされているものについてはこの限りではない。 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	大統領による上記指定を受けてから30日後以降における、司令官等の許可を得ない、上記事項に係る、写真、スケッチ、画像、図面、地図又は図形による説明の複製。ただし、適切な軍当局の検閲済表示がなされているものについてはこの限りではない。 【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	合衆国法典第18編第37章第797条

米国・外国政府の暗号の漏えい等	
秘密の内容	(1) 米国又は外国政府のコード、暗号又は暗号システムに関する、性質、作成又は利用に関する秘密 (2) 米国又は外国政府によって利用され、作成され、又は利用が予定されている暗号目的又は通信傍受目的の装置、器具又は機器の設計、構造、利用、保守又は修理に関する秘密 (3) 米国又は外国政府による通信傍受活動に関する秘密 (4) 外国政府の通信の中から通信傍受により得られた秘密であって、当該秘密が通信傍受によって得られたものであることを認識しているもの (「秘密」とは、違反行為の時点で、米国政府機関が、国家安全保障を理由に、その公開・配布を制限又は禁止するよう特に指定した情報をいう。)
漏えい	無権限者への伝達、供給、伝送若しくはこれら以外のあらゆる方法を用いての提供、若しくは公表、又は米国の安全と利益を損い、若しくは米国に害をもたらし外国政府を利用する目的でのあらゆる態様での利用 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第37章第798条(a), (b)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

**不正アクセスにより国防・外交上の重要情報を
取得した者による漏えい等**

秘密の内容	<p>① 国防上又は外交関係上の理由から無許可による開示から保護すべきものとして大統領命令又は制定法に従い米国政府によって指定された情報</p> <p>② 1954年原子力エネルギー法第11条第y項に規定する「制限データ」</p> <p>(②の「制限データ」とは、核兵器の設計・製造・使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)</p>
漏えい	<p>上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有し、かつ、無権限又は権限を逸脱していることを認識しながらコンピューターにアクセスして上記情報を取得した者による、受理する権限のない者に対する、意図的な伝達、引渡し若しくは伝送、これらがされること又はこれらの未遂</p> <p>【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
その他	<p>上記の情報が利用されることで米国に損害を与え、若しくは外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有し、かつ、無権限又は権限を逸脱していることを認識しながらコンピューターにアクセスして上記情報を取得した者が、意図的にそれを保持しそれを受領する権限のある政府職員に対して引き渡さないこと</p> <p>【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
根拠	合衆国法典第18編第47章第1030条(a)(1)

秘密情報の無許可での持ち出し

秘密の内容	<p>○職務、地位又は契約により所持するに至った米国の秘密情報を含む文書又は資料</p> <p>（「米国の秘密情報」とは、政府によって作成され、所有され、又は保持されている防衛又は外交に関する情報であって、国家安全保障上の観点から、無許可での開示から保護すべきものとして、法律又は大統領命令に基づき指定されたものをいう。）</p>
漏えい	<p>職務、地位又は契約により、上記文書又は資料を所持する者による、許可されない場所に保管する目的での、故意の無許可での持ち出し（議会への提供のために行うものを除く）</p> <p>【1年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第93章第1924条 (a)～(c)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

**原子力委員会により秘密指定されたデータの
米国に損害を与える目的での漏えい等**

秘密の内容	制限データに関し、又はそれを含む文書、書面、スケッチ、写真、図面、模型、装置、機器、記録又は情報 (「制限データ」とは、核兵器の設計・製造・使用、特別な核物質の生産又はエネルギー生産における特別な核物質の利用に関するあらゆるデータのうち、原子力委員会によって秘密指定が解除されていないものをいう。)
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> 合法又は違法に、所持、アクセス、管理又は受託する者による、米国に損害を与え、又は外国を利用する目的での、伝達、伝送若しくは開示又はこれらのみ遂若しくは共謀 【無期刑、有期刑（上限なし）若しくは罰金又はこれらの併科】 合法又は違法に、所持、アクセス、管理又は受託する者による、当該制限データが米国に損害を与え、又は外国を利用するためには使用されると信じるに足る理由を有しての、伝達、伝送若しくは開示又はこれらの未遂若しくは共謀 【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第42編第23章第2274条(a) (b)

秘密エージェントを特定する情報の漏えい

秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> 秘密エージェントを特定する秘密情報にアクセスする権限があり、又はあった者による、上記情報が秘密エージェントを特定すること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘匿するために米国が積極的措置を講じていることを知った上で、無権限者への上記情報の故意の開示 【10年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】 秘密情報にアクセスする権限がある結果として秘密エージェントの身元を把握した者による、上記情報が秘密エージェントを特定すること及び当該秘密エージェントと米国とのインテリジェンスに係る関係を秘匿するために米国が積極的措置を講じていることを知った上で、無権限者への上記情報の故意の開示 【5年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】 秘密エージェントを特定し暴露しようとする一連の活動が行われている過程における、当該活動が米国の対外情報活動を害し、妨げると信じる理由がある者による、当該情報がある個人を特定すること及び当該個人と米国とのインテリジェンスに係る秘密の関係を秘匿するために米国が積極的措置を講じていることを知った上で、無権限者への上記情報の故意の開示 【3年以下の自由刑もしくは罰金又はこれらの併科】
漏えい	
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第50編第15章第421条(a)～(c)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（米国）

**安全保障に関する秘密情報の外国政府への漏えい
・外国政府による取得等**

秘密の内容	米国の安全保障に影響を与えるものとして、大統領又は大統領の承認を得た行政機関若しくは企業の長によって秘密指定された情報
漏えい	<p>政府若しくは行政機関の職員若しくは被雇用者、又は政府若しくは行政機関がすべて若しくは過半数の株式を所有している企業の職員若しくは被雇用者による、外国政府の代理人又は代表者であることを当該職員又は被雇用者が知り、又はそう信すべき理由のある者に対する、上記情報が秘密指定されていることを知り、又は知るべき理由がある場合での、何らかの手段又は方法による伝達。ただし、当該情報を開示するにつき、大統領又は当該職員若しくは被用者を雇用している行政機関若しくは企業の長が、特別に授權している場合を除く。</p> <p style="color: red;">【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科及び合衆国憲法又は法律に基づく名誉、報酬又は信任を伴う官職又は地位に就く資格の剥奪】</p>
取得（探知）	<p>外国政府の代理人又は代表者による、政府若しくは行政機関の職員若しくは被用者、又は政府若しくは行政機関がすべて若しくは過半数の株式を所有している企業の職員若しくは被用者からの、直接又は間接の、上記情報の取得若しくは受領又はこれらの試み。ただし、上記情報を保管し、又は管理する行政機関又は企業の長が、事前に、当該伝達を特別に認めている場合を除く。</p> <p style="color: red;">【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科及び合衆国憲法又は法律に基づく名誉、報酬又は信任を伴う官職又は地位に就く資格の剥奪】</p>
根拠	合衆国法典第50編第23章第783条(a)～(c)

公式外交コードの漏えい等

秘密の内容	①公式外交コード又は当該コードを用いて用意され、若しくは用意されたものとされる事項 ②外国政府とその駐米公館の間の通信の過程で得られた事項
漏えい	<p>政府の被雇用者の立場に基づき、公式外交コード又は当該コードを用いて用意され、若しくは用意されたものとされる事項を、取得し、又は保管若しくはアクセスでき、若しくはできた者による、故意の公表又は他者への提供</p> <p style="color: red;">【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	合衆国法典第18編第45章第952条

国 ^の 治安・利益を損なう目的による、禁止区域への接近等	
秘密の内容	<p>禁止区域</p> <p>① 国が所有し、占有し、又は国のために占有する、防衛施設、兵器庫、海軍若しくは空軍の基地若しくは施設、工場、船渠、鉱業場、地雷敷設地、野営地、艦船若しくは航空機、又は、電信局、電話局、無線局、信号所若しくは事務所、及び、国が所有し、占有し、又は国のために占有する場所であって、軍需品若しくはそれに関連するスケッチ、図面、模型若しくは文書の製作、修理若しくは保管のためのもの、又は戦時に使用する金属、石油若しくは鉱物を採取するためのもの</p> <p>② 国が所有しないが、軍需品又はこれらに関連するスケッチ、模型、図面若しくは文書が、國若しくは國のために行為する者との契約に基づき又は國の利益のために、製作、修理、取得、又は保管されている場所</p> <p>③ 国が所有し又は國のために使用される場所であって、当該場所に関する情報又は当該場所への損害が敵を利するとして、國務大臣の命令により当面禁止区域とするとして公表された場所</p> <p>④ 線路、道路、水路その他の水陸の移動手段(これらの一部又はこれらと接続されている建造物若しくは構造物を含む)、ガス、水道、電力施設その他の公共施設のために使用される場所、又は軍需品若しくはこれに関連するスケッチ、模型、図面若しくは文書が國のためではなく製作、修理若しくは保管されている場所であって、その情報が重要なものであり、又は当該場所等を破壊、妨害若しくは干渉された場合には敵を利するとして、國務大臣の命令により当面禁止区域とするとして公表された場所</p>
漏えい	
取得（探知）	国 ^の 治安又は利益を損なう目的による、接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】
根拠	1911年公務秘密法第1条、3条 1920年公務秘密法第8条

国 ^の 治安・利益を損なう目的による、敵に有用なスケッチ等の作成	
秘密の内容	直接又は間接に敵に有用となり、有用となり得、又は有用となることを意図したスケッチ、図面、模型又は記録
漏えい	
取得（探知）	国 ^の 治安又は利益を損なう目的による、上記スケッチ等の作成 【3年以上14年以下の自由刑】
根拠	1911年公務秘密法第1条 1920年公務秘密法第8条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

国の治安・利益を損なう目的による、 敵に有用な情報の漏えい・取得等	
秘密の内容	直接又は間接に敵に有用となり、有用となり得、又は有用となることを意図した、機密信号、暗号、スケッチ、図面、模型、記事、記録又はその他の文書若しくは情報
漏えい	国の治安又は利益を損なう目的による、上記情報等の第三者への伝達又は公表 【3年以上14年以下の自由刑】
取得（探知）	国の治安又は利益を損なう目的による、上記情報等の取得、収集又は記録 【3年以上14年以下の自由刑】
根拠	1911年公務秘密法第1条 1920年公務秘密法第8条

防諜・諜報職員による防諜・諜報情報の漏えい	
秘密の内容	防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物
漏えい	<p>① 防諜機関若しくは諜報機関の職員又は職員であった者が、当該機関の職員としての地位に基づき保有し、又は保有していた、防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物の、正当な権限のない開示</p> <p>② この規定の対象となることについて通知を受ける者又は受けている者が、通知が有効な間に職務を通じて保有し、又は保有していた、防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物の、正当な権限のない開示 (「通知」は、対象者の業務が防諜又は諜報に関するものあって、国家安全保障の利害の観点から本規定の対象とすべきと大臣が判断する場合に、大臣の書面により行われる。) 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第1条（1）、（6） 1989年公務秘密法第10条（1）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

その他の職員等による防諜・諜報情報の漏えい	
秘密の内容	(防諜機関若しくは諜報機関の職員又は職員であった者及びこの規定の対象となることについて通知を受ける者又は受けっていた者を除き、公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者が、その職位・立場に基づき保有し、又は保有していた) 防諜又は諜報に関する情報、文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なく行われる害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示とは、 ① 防諜若しくは諜報の業務又はこれらの一部の遂行に支障をきたすもの ② 権限なく開示がなされた場合には①の害が生じるおそれがある情報、文書その他の物、又は①の被害と同様の事態が生じるおそれがある種別又は内容に該当する情報、文書その他の物が開示の対象となるものをいう。) 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第1条（3）、（4） 1989年公務秘密法第10条（1）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

公務員等による防衛情報の漏えい	
秘密の内容	(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) 防衛に関する情報、文書その他の物 ('防衛'とは、 ① 国軍の規模、形態、組織、ロジスティクス、部隊編成、戦略的配置、作戦、及び準備・訓練の状況 ② 国軍の武器、備品その他の装備、これらの装備の発明、開発、生産及び操作並びにこれらの装備に関する調査研究 ③ 防衛に関する政策及び戦略並びに軍事に関する計画及び諜報 ④ 戦時に必要な必需品の支給及び供給を維持するための計画及び方策をいう。)
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なくなされる、害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ① 軍の任務を遂行するための軍事力若しくはその一部に害を及ぼし、軍の構成員の生命を失わせ、若しくはその身体に危険を及ぼし、又は軍の施設若しくは設備に重大な損害を及ぼすもの ② ①のほか、海外における英国の国益を損ね、かかる国益の増大若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英國国民の安全に害を及ぼすもの ③ 権限のない開示がなされた場合には①又は②のような影響が生じるおそれがある情報、文書その他の物 が開示の対象となるものをいう。 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第2条 1989年公務秘密法第10条（1）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

公務員等による国際関係情報の漏えい	
秘密の内容	(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) 国際関係に関する情報、文書その他の物又は英國以外の国若しくは国際機関から取得した秘密の情報、文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なくなされる害を及ぼす開示 (「害を及ぼす開示」とは、 ① 海外における英國の国益を損ね、かかる国益の増大若しくは保護にとって重大な障害となり、又は海外における英國国民の安全に害を及ぼすもの ② 権限のない開示がなされた場合には①の影響が生じるおそれがある情報、文書その他の物が開示の対象となるもの をいう。) 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第3条（1）（2） 1989年公務秘密法第10条（1）

公務員等による犯罪を惹起する情報等の漏えい	
秘密の内容	(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) ① 開示により、犯罪を生ぜしめる情報、文書その他の物 ② 開示により、被拘禁者の逃亡又は被拘禁者の保護を害するその他の行為を容易にする情報、文書その他の物 ③ 開示により、犯罪の予防若しくは探知又は容疑者の逮捕若しくは訴追の妨げとなる情報、文書その他の物 ④ 権限なき開示により、①～③に記述される影響が生ずるおそれがある情報、文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なき開示 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第4条（1）（2）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

公務員等による通信傍受に関する情報等の漏えい	
秘密の内容	(公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有しており、又は保有していた) ① 1985年通信傍受法第2条に基づく令状により、若しくは2000年捜査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状により行われる通信傍受により得られる情報、これらの通信傍受による情報の取得に関する情報、又はかかる通信傍受に使用され、使用のために保管され、若しくは通信傍受により得られた文書その他の物 ② 1989年防諜機関法第3条若しくは1994年諜報機関法第5条に基づく令状によって授權された行為により、若しくは同法第7条の授權により得られる情報、かかる行為による情報の入手に関する情報、又はかかる行為に使用され、使用のために保管され、若しくはかかる行為によって得られた文書その他の物
漏えい	公務員、政府と契約関係にある者又はこれらであった者による正当な権限なき開示 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第4条（3）

公務秘密法違反の開示等により秘密情報を取得した者による漏えい	
秘密の内容	○ 1989年公務秘密法第4条までの規定により保護対象となっている情報、文書その他の物
漏えい	1989年公務秘密法第4条までの規定による保護対象であること及び次のいずれかに該当することにより保有するに至ったものであることを知り又はそう信ずるに足る合理的理由がある場合における、次のいずれかにより保有するに至った者による正当な権限なき開示 ① 公務員又は政府と契約関係にある者による正当な権限なき開示 ② 公務員又は政府と契約関係にある者が、秘匿性の確保を条件とし、又は秘匿性の確保を合理的に期待して行った委託 ③ ②の委託を受けた者による正当な権限なき開示 ・ただし、防諜、諜報、防衛、若しくは国際関係に関する情報、文書その他の物又は外国若しくは国際機関から入手した秘密の情報、文書その他の物については、次のいずれかの場合を除く •害を及ぼす開示でない場合 •害を及ぼす開示であることを知らず、又は害を及ぼすと信ずるに足る合理的理由がなかった場合 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第5条（1）～（5）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

公務秘密法違反の開示等により秘密情報を取得した者による漏えい	
秘密の内容	1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至った情報、文書その他の物
漏えい	1911年公務秘密法第1条違反により保有するに至ったことを知り、又はそう信ずるに足る合理的理由がある場合における適法な権限のない開示 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第5条（6）

英國から外国等に伝達された防衛情報等を不當に取得した者による漏えい	
秘密の内容	防諜、諜報、防衛又は国際関係に関するものであって、英國により又は英國のために、秘匿性を確保して外国又は国際機関に伝達された情報、文書その他の物
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝達された当該国又は国際機関若しくはその加盟国の授権に基づかない開示により保有するに至った者による害を及ぼす開示 ・ ただし、当該情報、文書その他の物の内容及びその保有の経緯がこの規定に定めるものに該当し、その開示が害を及ぼすものであることを知り、又はそう信ずるに足る合理的理由がある場合に限り処罰する ・ 次のいずれかに該当する場合は罰しない <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有するに至った者が、適法な権限により開示する場合 ・ 当該伝達された国又は国際機関若しくはその加盟国の権限に基づき、すでに公開された場合 <p>【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第6条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

公務員等による秘密文書等に関する注意懈怠等	
秘密の内容	1989年公務秘密法第7条までの規定により、無権限でなされる開示が違法となる文書その他の物（であって、公務員又は政府と契約関係にある者としての地位に基づき保有され、又は管理されていたもの）
漏えい	
過失犯	公務員（第1条第1項の通知を受けた者を含む）又は政府の受託業者が、その職位・立場に応じ十分に期待できる注意を怠った場合 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員（第1条第1項の通知を受けた者を含む）によるその職務上の義務に反した文書又は物件の保持 ・ 政府と契約関係にある者による文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示の不遵守 <p>【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】</p>
根拠	1989年公務秘密法第8条（1）～（3） 1989年公務秘密法第10条（2）

秘匿の確保を条件として開示された文書等に関する注意懈怠	
秘密の内容	1989年公務秘密法第5条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物（であって、保有され、又は管理されているもの）
漏えい	
過失犯	当該文書等について秘匿の確保を条件とした上で、又は公務員若しくは政府の受託業者が秘匿の確保を合理的に期待し得る状況において、これらの者から取得した者が、当該個人の職位・立場に照らして合理的に期待される、権限なくなされる開示を防止するための注意を怠った場合 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
その他	文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示の不遵守 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条（4） 1989年公務秘密法第10条（2）

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（英國）

秘密文書等の返却・処分に係る指示の不遵守	
秘密の内容	1989年公務秘密法第6条の規定によりその権限のない開示が違法となる文書その他の物（であって、保有され、又は管理されているもの）
漏えい	
取得（探知）	
その他	文書又は物件の返却又は処分に係る当局の指示の不遵守 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
根拠	1989年公務秘密法第8条（5） 1989年公務秘密法第10条（2）

特定の公的な情報の開示	
秘密の内容	前条項までの規定（特に第5条5項）によって公開されないように保護されている情報、文書その他の物へのアクセスを得る目的で利用できる公的な情報、文書その他の物
漏えい	上記秘密として挙げられる公的な情報、文書その他の物を、権限なく上述の目的で用いられることが合理的に予想される状況下における開示 開示した情報、文書その他の物が公的なものとされるのは、以下の場合。 i) 開示者が公務員又は政府の受託業者という職位・立場によりこれを保有又は入手していた場合 ii) 開示者が、公務員又は政府の受託業者という職位・立場により、開示の対象となったものを保有若しくは入手していたことを知り、又はそれと信ずるに足る合理的な根拠がある場合 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】
取得（探知）	
根拠	1989年公務秘密法第8条（6）～（8） 1989年公務秘密法第10条（1）

国家機密の外国勢力への漏えい・漏えい目的の取得等	
秘密の内容	国家機密 (「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の对外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。自由で民主主義的な基本秩序に反する事実、又は、国家間で合意した軍備の制限に、ドイツ連邦共和国の条約相手国に対して秘密にしながら違反する事実は、国家機密ではない。)
漏えい	① 外国の勢力若しくはその仲介者への教示、又は ② ドイツ連邦共和国に不利益を与え、若しくは外国の勢力に利益を与えるために、無権限の者に取得させ、若しくは公表することにより、ドイツ連邦共和国の对外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること（第94条） 【1年以上の自由刑】 【犯情の特に重い事案では、無期又は5年以上の自由刑】 (「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、 ①国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ②その行為により、ドイツ連邦共和国の对外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。)
取得（探知）	漏えいするための国家機密の取得（第96条（1）） 【1年以上10年以下の自由刑】
その他	（第94条又は第96条1項では、処罰の対象となっていない場合において） ① 外国の勢力のための、国家機密の獲得若しくは通報に向けられた活動、又は ② 外国の勢力若しくはその仲介者に対する、上記活動の用意がある旨の表明（第98条） 【5年以下の自由刑又は罰金】 【犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑】 (「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したときをいう。)
根拠	刑法第93条、第94条、第96条（1）、第98条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

国家機密の漏えい・過失漏えい・漏えい目的の取得	
秘密の内容	政府の行政機関により、又はその指示により秘密にされている国家機密
漏えい	<p>無権限の者に取得させ、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること又はその未遂 (第94条が適用される場合を除く) (第95条)</p> <p>【6月以上5年以下の自由刑】</p> <p>【犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑】</p> <p>「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ② その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。)
過失犯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過失により無権限の者に取得させ、又は公表することにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること (第97条 (1)) 【5年以下の自由刑又は罰金】 ・ 軽率に、公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった上記国家機密を、無権限の者に取得させることにより、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を過失により生じさせること (第97条 (2)) 【3年以下の自由刑又は罰金】
取得(探知)	上記漏えいをするための取得又はその未遂 (第96条 (2)) 【6月以上5年以下の自由刑】
根拠	刑法第95条、第96条 (2)、第97条

国家機密とはならない秘密の外国勢力への漏えい等	
秘密の内容	
	自由で民主主義的な基本秩序に反する事実、又は国家間で合意した軍備の制限に、ドイツ連邦共和国の条約相手国に対して秘密にしながら違反する事実であるために、国家機密とはならない秘密
漏えい	<p>外国の勢力又はその仲介者への教示により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせること (第97条 a)</p> <p>【1年以上の自由刑】</p> <p>【犯情の特に重い事案では、無期又は5年以上の自由刑】</p> <p>「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国家機密の保持をその者に特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ② その行為によりドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。)
取得(探知)	外国の勢力又はその仲介者への教示のための取得 (第96条 (1) 準用) 【1年以上10年以下の自由刑】
根拠	刑法第97条 a

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

国家機密を国家機密でないと誤信した上の漏えい等	
秘密の内容	(行政機関により、又はその指示により秘密にされている) 国家機密
漏えい	
	<p>当該国家機密が、第97条aに掲げる種類の秘密であると誤信し、第94条から第97条までに規定する行為を行った場合であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該誤信が、行為者の責めに帰するとき ② 当該行為が、誤信された当該違反に対して抵抗する目的から出たものでないとき、又は ③ 当該行為が、当該事情の下で目的のために適切な手段でないとき（「適切な手段」とは、原則として、行為者が連邦議会の構成員に事前に援助を求める指揮を指す）（第97条b（1）） <p>【各条に規定する罰則】</p>
取得（探知）	
根拠	刑法第97条b（1）

外国の諜報機関のための諜報活動等	
秘密の内容	
漏えい	
取得（探知）	
その他	<p>(第94条若しくは第96条第1項、又は、これらに併せて適用されるときの第97条a若しくは第97条bでは処罰対象とならない場合において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 外国の勢力の諜報機関のための、事実、物又は知識の通報又は提供に向けての、ドイツ連邦共和国に対する諜報活動、又は ② 外国の勢力の諜報機関若しくはその仲介者に対する、上記活動の用意がある旨の表明 <p>【5年以下の自由刑又は罰金】</p> <p>【犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑】</p> <p>（「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、官庁により、若しくはその指示により秘密にされている事実、物又は知識を通報し、又は交付したとき、及び、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① このような秘密の保持を特別に義務づける責任ある地位を濫用したとき、又は ② その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたときをいう。）
根拠	刑法第99条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（独国）

公務員による秘密の漏えい・過失漏えい	
秘密の内容	① 公務担当者として、 ② 公務のために特に義務付けられた者として、又は ③ 人事代表法による任務と権限を行使する者として、 ゆだねられ、又は知ることとなつた秘密
漏えい	権限なしに漏えいし、かつ、それによって重要な公共利益を危うくしたこと又はその未遂 【5年以下の自由刑又は罰金】
過失犯	過失によって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】
取得（探知）	
根拠	刑法第353条 b (1)

守秘義務を負う物件・情報の漏えい	
秘密の内容	○ 連邦若しくは州の立法機関又はそれらの委員会の決議に基づき、守秘義務を負う物件又は情報 ○ その他の行政機関から秘密侵害の場合の可罰性を示され、公式に守秘義務を負う物件又は情報
漏えい	(刑法第353条 b (1)の場合を除き) 権限なしに他人に得させ、又は公表し、かつ、それによって重要な公共利益を危うくしたこと又はその未遂 【3年以下の自由刑又は罰金】
取得（探知）	
根拠	刑法第353条 b (2)

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（仏国）

国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい ・漏えい目的での収集等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ その利用、開示又は収集が、国民の基本的利益を損なう情報、技法、物、文書、情報処理データ又はファイル（「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境との周囲の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。） ○ 仏国と、外国又は国際機関との間で締結され正式に承認かつ公示された秘区分情報の保護に関する安全保障協定にしたがって交換される情報 ○ 仏国と、欧州連合の機関又は組織との間で交換され、欧州連合官報への公示対象となった、安全保障規則にしたがって交換される情報
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人への、提供又はそれらによるアクセスを可能にすること 【15年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人のための、それらの提供を目的とする行為（対象となる秘密の内容は、上記の「情報、技法、物品、文書、情報処理データ又はファイル」に加え、「装置」も含む） 【10年以下の拘禁刑及び罰金】
取得（探知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人に引き渡す目的での収集 【10年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 外国の勢力、外国の企業・組織、外国の管理下にある企業・組織又はその代理人のための、それらの取得を目的とする行為（対象となる秘密の内容は、上記の「情報、技法、物品、文書、情報処理データ又はファイル」に加え、「装置」も含む） 【10年以下の拘禁刑及び罰金】
その他	※北大西洋条約署名国又は北大西洋条約機構の利益に反して行われる上記行為にも、上記罰則が適用される。
根拠	刑法第411-6条～第411-8条、第414-8条、第414-9条

国防に関する立入禁止区域への無許可立入り	
秘密の内容	国防に関わる官民の機関、法人又は企業において、自由な通行が禁止され、かつ、施設若しくは設備の保護又は研究・調査・製造上の秘密の確保のために境界を定められている、囲われた場所又は土地の内部
漏えい	
取得（探知）	許可のない立入り及びその未遂 【6月以下の拘禁刑及び罰金】
根拠	刑法第413-7条、第413-8条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（仏国）

公務員等による国防上の秘密の漏えい・過失漏えい等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国防上の秘密の性質を有する技法、物、文書、情報、情報ネットワーク、情報処理データ又はファイル (「国防上の秘密の性質を有するもの」とは、その伝播又はそれへのアクセスを制限するための秘密指定措置の対象となっている、国防に関する技法、物、文書、情報、情報ネットワーク、情報処理データ又はファイルをいう。) ○ 仏国と、外国又は国際機関との間で締結され正式に承認かつ公示された秘区分情報の保護に関する安全保障協定にしたがって交換される情報 ○ 仏国と、欧州連合の機関又は組織の間で交換され、欧州連合官報での公示対象となった、安全保障規則にしたがって交換される情報
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 資格のない者にアクセスさせ、公表し、若しくは資格のない者に伝達する行為又はこれらの未遂、 ② 他人にアクセスさせ、破棄させ、横領させ、窃取させ、複製させ、又は暴露させる行為 <p>【7年以下の拘禁刑及び罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記（身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者）以外の者による、上記秘密の内容の公表若しくは資格のない者に知らせる行為又はこれらの未遂 <p>【5年以下の拘禁刑及び罰金】</p>
過失犯	身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者が、過失又は怠慢により、上記秘密を伝達し、公表し若しくは資格のない者にアクセスさせ、又は破棄させ、横領させ、窃取させ、複製させ、若しくは暴露させる行為
	【3年以下の拘禁刑及び罰金】
取得（探知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者による、横領、窃取若しくは複製又はその未遂 <p>【7年以下の拘禁刑及び罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記（身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者）以外の者による、上記秘密の取得、アクセス、知得、窃取、複製又はこれらの未遂 <p>【5年以下の拘禁刑及び罰金】</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者による、破棄又はその未遂 <p>【7年以下の拘禁刑及び罰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記（身分若しくは職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、上記秘密を所持する者）以外の者による、方法を問わず、上記秘密の破棄又はその未遂 <p>【5年以下の拘禁刑及び罰金】</p> <p>※北大西洋条約署名国又は北大西洋条約機構の利益に反して行われる上記行為にも、上記罰則が適用される。</p>
根拠	刑法第413-10条、第413-11条、第413-12条、第414-8条、第414-9条

諸外国の秘密保全に関する法制における罰則（仏国）

国防秘密として秘密指定された区域に無権限者を立ち入らせる行為等	
秘密の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国防秘密として秘密指定された区域 (※立ち入ること自体により、そこに所在する設備又はそこで行われている活動によって国防秘密を知られてしまう区域についてのみ、国防秘密として秘密指定の対象とすることができる) ○ 仏国と、外国又は国際機関との間で締結され正式に承認かつ公示された秘区分情報の保護に関する安全保障協定にしたがって交換される情報 ○ 仏国と、欧州連合の機関又は組織の間で交換され、欧州連合官報での公示対象となった、安全保障規則にしたがって交換される情報
漏えい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身分若しくは職業、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づく責任者が、資格のない者を当該区域に立ち入らせる行為 ・ 資格のある者が、当該区域に所在する設備又は当該区域内で行われている活動の性質に関する要素を公表し又は資格のない者に知らせる行為 【7年以下の拘禁刑及び罰金】 ・ 資格のない者が、当該区域に所在する設備又は当該区域内で行われている活動の性質に関する要素を公表し又は資格のない者に知らせる行為 【5年以下の拘禁刑及び罰金】
過失犯	国防秘密として秘密指定された区域についての、身分若しくは職業、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づく責任者が、不注意又は怠慢によって、資格のない者を当該区域に立ち入らせ、又は、当該区域内に所在する設備又は当該区域内で行われている活動の性質に関する要素を公表し若しくは資格のない者に知らせる行為 【3年以下の拘禁刑及び罰金】
取得（探知）	資格のない者による、当該区域への立入り 【5年以下の拘禁刑及び罰金】
その他	※北大西洋条約署名国又は北大西洋条約機構の利益に反して行われる上記行為にも、上記罰則が適用される。
根拠	刑法第413-9-1条、第413-10-1条、第413-11-1条、第414-8条、第414-9条

(参考資料)

関係法令

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）（抄）

（秘密を守る義務）

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後
といえども同様とする。

②～⑤ （略）

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金
に処する。

一～十一 （略）

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第六百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を
漏らした者

十三～十八 （略）

第六百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号
から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、
命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の
刑に処する。

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛秘密）

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていのもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならぬ。

- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
- 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるものほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第一百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四（第九十六条の二関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

七 防衛の用に供する暗号

八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階の
ものの仕様、性能又は使用方法

九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階の
ものの製作、検査、修理又は試験の方法

十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）（抄）

（標記の方法）

第一百十三条の二 法第九十六条の二第二項第一号の規定による標記は、別表第十一に掲げる
様式に従い、同条第一項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該
事項を化体する物件の見やすい箇所に、印刷、押印又は刻印その他これらに準ずる確実
な方法により付さなければならない。この場合において、当該文書、図画又は物件のうち
同項に規定する事項を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるとき
は、当該標記は、当該部分に付さなければならない。

（通知の方法）

第一百十三条の三 法第九十六条の二第二項第二号の規定による通知は、同条第一項に規定
する事項を特定して記載した書面により行わなければならない。

（他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務）

第一百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職
務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、
あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

- 一 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者の指名に関すること。
- 二 防衛秘密の取扱いの業務に従事する職員の範囲の指定に関すること。
- 三 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱
いの手続に関すること。
- 四 防衛秘密の伝達（文書、図画又は物件の交付以外の方法によるものに限る。以下こ
の節において同じ。）の手続に関すること。
- 五 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
- 六 当該行政機関以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
- 七 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

（契約業者における防衛秘密の取扱いの業務）

第一百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業
とする者（次項及び第一百十三条の十一において「契約業者」という。）は、次に掲げる
基準に適合していかなければならない。

- 一 防衛秘密の保護上必要な措置に関し役員及び職員が遵守すべき規則を定めているこ

と。

- 二 防衛秘密の取扱いの業務を管理する者を選任していること。
 - 三 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員に防衛秘密の保護上必要な措置に関する教育を行つていること。
 - 四 防衛秘密に係る文書、図画又は物件を保管するための施設設備その他防衛秘密の保護上必要な施設設備を設置していること。
- 2 契約業者との契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 防衛秘密の取扱いの業務に従事する役員及び職員の範囲の指定に関すること。
 - 二 防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの手続に関すること。
 - 三 防衛秘密の伝達の手続に関すること。
 - 四 防衛秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施に関すること。
 - 五 当該契約業者以外の者への防衛秘密の提供の制限に関すること。
 - 六 防衛秘密の漏えいその他の事故が生じた場合の措置に関すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関すること。

(防衛秘密管理者)

第一百十三条の六 防衛大臣は、防衛省の職員のうちから、防衛秘密の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「防衛秘密管理者」という。）を指名するものとする。

(防衛秘密の指定に伴う措置)

第一百十三条の七 防衛大臣は、法第九十六条の二第一項に規定する事項を防衛秘密として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、防衛秘密として指定した事項を当該事項に係る防衛秘密管理者に通報するものとする。

(防衛秘密の表示)

第一百十三条の八 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定された場合において、第一百十三条の二の規定により標記が付されたもの以外に当該防衛秘密として指定された事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件があるときは、当該文書、図画又は物件に、同条の規定の例により、防衛秘密の表示をする措置を講じなければならない。ただし、当該物件の性質上表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

(防衛秘密の周知)

第一百十三条の九 防衛秘密管理者は、法第九十六条の二第一項に規定する事項が防衛秘密として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員にその旨を周知させなければならない。

(職員の範囲の指定)

第一百十三条の十 防衛秘密の取扱いの業務に従事する防衛省の職員の範囲は、防衛秘密管理者が定める。

(他の行政機関等における防衛秘密の取扱いの業務に伴う措置)

第一百十三条の十一 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する

職務に従事する者又は契約業者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、防衛秘密管理者に防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は防衛秘密を伝達させるものとする。

- 2 前項の交付又は伝達は、防衛秘密として指定された事項を特定して行うものとする。
(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

第一百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

- 2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第一百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するものほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第一百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び資材をいう。

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていらないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 わが国の安全を害する目的をもつて、特別防衛秘密を他人に漏らした者

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたもの

2 前項第二号又は第三号に該当する者を除き、特別防衛秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたもののは、二年以下の禁固又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁固又は三万円以下の罰金に処する。

第五条 第三条第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 第三条第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

（自首減免）

第六条 第三条第一項第一号若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

（この法律の解釈適用）

第七条 この法律の適用にあたつては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令（昭和29年政令第149号）（抄）

（秘密区分）

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密は、その秘密の保護の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機密」とは、秘密の保護が最高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、特に重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

3 第一項の「極秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいが我が国の安全に対し、重大な損害を与えるおそれのあるものをいう。

4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び極秘に該当しないものをいう。

（秘密区分の指定、変更及び解除）

第二条 国の行政機関（内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（以下「各省庁の長」という。）で、アメリカ合衆国政府から特別防衛秘密に属する事項又は文書、図画若しくは物件の供与を受けたものは、その特別防衛秘密につき、前条に規定する秘密区分の指定を行わなければならない。

2 前項の国の行政機関の長は、同項の規定により指定した秘密区分を変更することができる。

3 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密として秘匿する必要がなくなったとき、又は公になつたものがあるときは、その部分に限り、速やかに、秘密区分の指定を解除しなければならない。

4 第一項の国の行政機関の長は、特別防衛秘密について、前三項の規定により秘密区分を指定し、変更し、又は解除したときは、必要に応じ、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

（標記）

第三条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する文書、図画又は物件につき、これらが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の標記をしなければならない。

- 2 各省庁の長は、前条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、速やかに、前項の標記を変更し、又は抹消しなければならない。
- 3 第一項の標記の様式は、別記様式のとおりとする。

(通知)

第四条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図画若しくは物件であつて、前条の規定による標記ができないもの若しくは標記をすることが適當でないものについては、関係者に対し、文書又は口頭により、これが特別防衛秘密に属し、かつ、機密、極秘又は秘のいずれかに区分されている旨の通知をしなければならない。

- 2 各省庁の長は、第二条第二項若しくは第三項の規定により秘密区分を変更し、若しくは解除し、又は同条第四項の規定による秘密区分の変更若しくは解除の通知を受けたときは、必要に応じ、速やかに、その旨を関係者に対し、文書により、通知しなければならない。

(掲示)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設内にある特別防衛秘密に属する物件について、必要があるときは、その物件に近接してはならない旨の掲示を行うものとする。

(委託中における特別防衛秘密保護上の措置)

第六条 各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密を製作、修理、実験、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に関する規定を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(特別防衛秘密保護上の措置の実施細目)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、各省庁の長は、その取り扱う特別防衛秘密に属する事項又は特別防衛秘密に属する文書、図面若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等その取扱いに関し、特別防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する特別防衛秘密の保護上必要な措置の実施細目については、各省庁の長が定める。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）（抄）

（定義）

第一条 この法律において「協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

2 前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条 第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

別表

一 防衛に関する事項

- イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備
 - ハ 部隊の任務、配備又は行動
- ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能又は強度
 - ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

二 編制又は装備に関する事項

- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
- ロ 編制又は装備の現況
- ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

三 運輸又は通信に関する事項

- イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
- ロ 軍用通信の内容
- ハ 軍用暗号

○不正競争防止法（平成5年法律第47号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～六 （略）

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八～十五 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～10 （略）

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者
- 二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示した者
- 三 営業秘密を保有者から示された者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者
 - イ 営業秘密記録媒体等（営業秘密が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体をいう。以下この号において同じ。）又は営業秘密が化体された物件を横領すること。
 - ロ 営業秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は営業秘密が化体された物件について、その複製を作成すること。
- ハ 営業秘密記録媒体等の記載又は記録であって、消去すべきものを消去せず、かつ、当該記載又は記録を消去したように仮装すること。
- 四 営業秘密を保有者から示された者であって、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であった者であって、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、第二号又は前三号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者

2・3 (略)

4 第一項第二号又は第四号から第七号までの罪は、詐欺等行為若しくは管理侵害行為があつた時又は保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5～7 (略)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第一号、第二号及び第七号並びに第二項第五号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により前条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。